

令和元年9月25日

第4回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

9月25日（最終日）

- 日程第1 認定議案第1号 平成30年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第2 認定議案第2号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第3号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第4号 平成30年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第5号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第6号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第7号 平成30年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第8 議案第45号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第46号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第47号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第48号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 南知多町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第51号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第52号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第53号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第54号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)

- 日程第18 議案第55号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第20 請願第4号 「日本政府に辺野古の新基地工事中止を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第21 発議第56号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 閉会中の継続審査（調査）について

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
地域振興課長	滝本恭史	検査財政課長	山下忠仁

建設経済部長	大岩幹治	建設課長	山本剛
産業振興課長	鈴木淳二	水道課長	坂本有二
厚生部長	田中吉郎	住民課長	宮地利佳
福祉課長	相川和英	環境課長	富田和彦
保健介護課長	田中直之	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森崇史	学校給食センター所長	山本剛資
会計管理者 兼出納室長	山本有里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	係長	磯部貴宏
--------	-------	----	------

[ 開議 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

9月議会中、皆さんお忙しい中、南知多町操法大会、各地区の敬老会、南知多町環境サミット等に御参加いただき、御苦労さまでした。議事に先立ちまして、町長より9月10日発生しました新師崎地区水道管漏水事故の報告がありますので、発言を許可します。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

去る9月11日、議会2日目冒頭に報告いたしました、9月10日火曜日、片名字新師崎で発生した漏水事故の原因及び被害状況につきまして、その後の件につき報告させていただきます。

まず、漏水の原因であります。

漏水した水道管は、昭和51年に布設した口径250ミリの铸铁管で、老朽化により腐食して穴があいたためでございます。

次に、漏水事故により発生した赤水の原因と、その影響についてでございますが、午前6時30分ごろ、復旧工事を開始するに当たり、断水を避けるため、バルブ操作により、今までの流れと異なる流れとしたため赤水が発生をいたしました。漏水した管が主要水道管であったため、新師崎、師崎全域で約800世帯、豊浜小佐、新居、高浜、中村の約900世帯の生活に影響を与えました。また、発生時間が午前6時30分から午後4時ごろまで長時間となったため、水産加工、飲食店などが一部休業し、約60件の問い合わせが寄せられるなど、大変御迷惑をおかけいたしました。翌日には解消され、通常の状態に戻りました。今後は再発防止に向け、老朽管の更新に努めてまいりたいと考えております。どうも御迷惑かけて申しわけありませんでした。

○議長（藤井満久君）

以上で報告を終わります。

去る9月9日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

## 日程第1 認定議案第1号 平成30年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

### ○議長（藤井満久君）

日程第1、認定議案第1号 平成30年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

### ○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る13日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

また、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について。

質疑としまして、被災児童就学援助事業費の対象者は何人か。また、内容は何か。答弁としまして、対象者は小学校6年生の児童が1名で、学用品費、新入学用品費、修学旅行費、給食費などを支給しました。

次の質疑としまして、小学校の臨時職員はどのような職種か。答弁としまして、学校用務員4名と、学校ごみ収集員1名です。

次に、社会教育課関係について。

質疑としまして、公民館の図書を購入する基準はあるか。答弁としまして、町民会館図書室に配架する本を中心に各地区に公民館図書室の分も購入しています。直木賞受賞作品など話題性のある図書のほか、親子で町民会館図書室を利用してもらおうという方針で、子ども向けの絵本を中心に大型絵本やDVDを購入しました。

次に、学校給食センター関係について。

質疑としまして、異物混入の実例はあるか。答弁としまして、金属の破片の混入はありませんでした。また、月1回、業者による害虫駆除を行っていますが、コバエが混入

した実例はありました。

次の質疑としまして、修繕料が増額となった理由は何か。答弁としまして、主な理由として、蒸気漏れ及びさびの発生した調理窯の入れかえを3基行ったためです。

次に、住民課関係について。

質疑としまして、福祉医療費高額療養費等返納金614万9,666円の理由は何か。また、件数は何件か。答弁としまして、福祉医療受給者の自己負担額は町が負担していますが、その額が高額療養費に該当した場合には、各健康保険の保険者の負担となるため、その分を受け取っているものです。また、対象件数は延べ445人分です。

次の質疑としまして、第三者行為求償事務委託料の支払い先と内容は何か。答弁としまして、支払い先は愛知県国民健康保険団体連合会です。内容は、福祉医療の受給者が交通事故など第三者の行為で受傷し、町が立てかえた金額を加害者へ請求する事務を委託しております。

次に、福祉課関係について。

質疑としまして、社会福祉協議会補助金の内訳について、全て人件費の補助か。答弁としまして、補助金の内訳については、事務局7人分の人件費のほかに、福祉団体の助成等、他事業の委託金等も含まれています。

次の質疑としまして、民間保育所運営費補助金の減額理由は何か。答弁としまして、平成29年度に篠島保育所の正職員1名、臨時職員1名が退職しましたが、職員の補充ができず、平成30年度より町職員2名を派遣したため、人件費分の補助金が減額となりました。

次に、環境課関係について。

質疑としまして、環境保全対策事業費の負担金、補助金及び交付金の不用額が150万円あるが、理由は何か。答弁としまして、合併処理浄化槽設置事業費補助金が当初21基の設置見込みでしたが、実際には18基の設置となったためです。

次の質疑としまして、古紙等回収促進事業委託料は、古紙などを集めたPTAなどに支払っているのか。答弁としまして、PTAなどではなく、町が委託した回収業者に対し支払っています。

次に、保健介護課関係について。

質疑としまして、予防費の委託料における不用額が359万344円あるが、がん検診等の受診をもう少しふやすことができたのではないか。答弁としまして、多くの方に受診し

ていただけるよう町広報、町公式ホームページ、個人通知等の啓発に努めていますが、受診していただけない方もいます。また、今までがん検診を受診された方が国民健康保険特別会計における人間ドックの受診を選択し、そちらに振りかわった方がいることや、出生数の減少なども影響していることから、ふやす必要はありませんでした。

次の質疑としまして、高齢者見守り事業の対象者が417人とあるが、全職員で訪問しているのか。答弁としまして、県派遣職員等を除いた課長以下全職員によって、2カ月に1度の間隔で2人1組となり、5人から10人ほどのひとり暮らし高齢者の見守り訪問を行っております。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定をいたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

#### ○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る18日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

出納室関係について。

質疑としまして、会計管理費の印刷製本費とは何か。答弁としまして、振込通知書送付用の封筒1年分と、納付者から町職員が取り扱ったものを金融機関に納入する際に使用する領収済み通知書送付書3年分です。

次の質疑としまして、町預金利子のもととなる金額は幾らか。答弁としまして、支払い準備金の中から合計で6億円あり、期間は最長半年ほどです。

次に、建設課関係について。

質疑としまして、ブロック塀等撤去費補助金は21件の実績があったが、通学路に対して何件実施されたか。答弁としまして、21件の実績のうち、通学路上のブロック塀に対する補助実績は9件です。

次の質疑としまして、県営防災ダム事業負担金は、愛知県が実施する大井・中根池の

ため池整備に係るものがあるが、事業はいつまで続くのか。答弁としまして、平成29年度の調査、詳細設計業務に始まり、工事を平成30年度から令和2年度までの3カ年で実施する計画です。

次に、産業振興課関係について。

質疑としまして、農林業・漁業センサスはいつ公表されるのか。また、閲覧するにはどのような方法があるのか。答弁としまして、公表時期は、調査年の翌年度末ごろに調査結果が公表されます。閲覧方法については、農林水産省等のホームページにより確認することができます。

次の質疑としまして、農作物安全・安心対策推進事業補助金について、検査数50件の農作物の種類と、どのような検査をしたのか。また、一括して行ったものか。答弁としまして、タマネギ、ハウスイチジク、バレイショ、トウガン、ミカンなど、残留農薬の検査をしています。農家が自主的に農協へ委託して行っているもので、一括で行っているものではありません。

次に、税務課関係について。

質疑としまして、税務一般管理費の事務用機器3万8,000円とは何か。答弁としまして、事務用のファクシミリを購入したものです。

次の質疑としまして、知多地方税滞納整理機構負担金が前年度より5万円減少し、30万円となったが、その原因は何か。答弁としまして、機構から必要経費について、所属する各自治体へ均等に請求されるもので、資機材のリース料等の必要経費が減少したことが原因です。

次に、防災安全課関係について。

質疑としまして、交通指導員賃金が増額となった理由は何か。また、現在の設置体制はどうか。答弁としまして、交通指導員が3名体制から4名体制となったためです。また、現在は2名退職されたため、2名体制で4小学校区を対応しています。

次の質疑としまして、MCA同報無線拡声子局バッテリー取りかえ工事、Jアラート受信機取りかえ工事について、取りかえサイクルは何年ごとか。また、国の補助はあるか。答弁としまして、MCA同報無線拡声子局バッテリー取りかえ工事は、設置後5年をめどに交換しています。Jアラート受信機取りかえ工事については、平成30年度まで緊急防災・減災事業債の起債対象になっており、国から新型受信機導入の推奨があったため、初めて取りかえを行ったものです。

次に、企画課関係について。

質疑としまして、総合住民情報システム使用料はどういうものか。また、毎年支払うものなのか。答弁としまして、総合住民情報システムのプログラムに対する使用料で、毎年支払いします。

次に、地域振興課関係について。

質疑としまして、空き家バンク事業における実績について、利用登録者数45人とあるが、法人等が事務所として利用したいという問い合わせはあったのか。答弁としまして、事務所として利用したいという問い合わせはありません。

次の質疑としまして、海っ子バスイベント出展報償の増額となった理由は何か。答弁としまして、海っ子バスに関連したマスコミの取材がふえたことです。

次に、検査財政課関係について。

質疑としまして、樹木伐採手数料が増額した理由は何か。答弁としまして、普通財産管理地である師崎字林崎と日間賀島字永峯の2カ所で樹木の伐採が必要となったためです。

次の質疑としまして、都市計画事業基金積立金の増の要因は何か。答弁としまして、都市計画事業基金で購入していた市場公募地方債を売却した運用益182万5,000円を積み立てたためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

それでは、認定議案第1号 平成30年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について、

日本共産党として反対の立場から討論いたします。

まず、この決算では積極的施策もあります。高校生までの医療費の無料化施策では、平成30年度は1,989人の子どもたちが救われております。5年間を通算すると、約2万人以上の子どもたちが恩恵を受けています。また、人間ドック、脳ドック等の積極的な住民福祉につながる施策もあり、この点では大いに評価するものです。しかし、以下の5つの点で問題を含む決算であり、反対を表明します。

第1の問題は、町税不納欠損、収入未済額の扱いが曖昧ではないかという問題です。

町税不納欠損額は、平成29年度約5,128万円、平成30年度約556万円、収入未済額は、平成29年度約2億2,826万円、平成30年度2億1,652万円としています。特に不納欠損の扱いが町民から見ると、透明性、納得性、妥当性の点でよくわかりません。債権管理条例等も策定されておらず、債権管理委員会等の公的な町税管理の仕組みが不十分と言えます。まずは、他市町で実施しているような不納欠損処理の実態を広報で町民に知らせ、透明性を確保すべきです。また、収入未済額が毎年2億円以上もあってもいいのでしょうか。平成30年度の武豊町では1億8,000万円、美浜町では7,700万円です。

第2の問題は、知多滞納整理機構への負担金支出は問題であるという問題です。

滞納整理機構に対する負担金が30万円支出されております。滞納整理機構は、差し押さえを前提にした住民の生活実態の把握を二の次にする強制的な取り立てをする組織であります。直ちに撤退し、南知多町の税務課が債権者住民に寄り添い、払いたくても払えない方への解決策を住民とともに考える体制にするべきであると考えます。

第3の問題は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金はやめるべき問題です。

南知多町は、同盟会に毎年3,000円支出しております。リニア工事は9兆円を投入するという巨額な国費、県民負担を生む強引な計画です。既に2013年当時、JR東海の山田社長は、リニアは絶対ペイしないと記者会見で明らかにしたのは有名です。採算がとれず、地上新幹線との共倒れになることも予想されております。

また、ルートの8割がトンネルです。大井川の水がれ問題等で、静岡県では、大村知事の圧力でも、川勝知事はいまだに工事を進めようとしていません。既に掘り進んだ残土処理の問題でも、有害物質処理でも問題になっています。知多半島に持ち込んでいることもうわさされています。原発と同じように、将来に禍根を残すことが予想される負担金はやめるべきです。

第4の問題は、南知多町職員の労働安全衛生の徹底のための適正な労働時間管理がな

されていない問題です。

この間、産業医配置、面接指導実施、衛生委員会の実施など、かなり前向きな改善がなされてきました。時間外80時間、100時間の肝心な役場労働者の適正な労働時間の把握のための客観的な記録方法であるタイムカードやICカード等は、残念ながら設置されておりません。町長には、労働安全衛生法と労働基準法がより守られる南知多町役場をつくっていただくことを期待するものです。

第5の問題は、決算書に見られる負担金支出の妥当性に疑問が残る問題です。

既に、ことしの平成31年度予算において、昨年の決算時の私の意見を取り入れていただき、総務費の行財政東海懇談会負担金12万9,600円が今年度の予算から削られました。勇気ある決断です。しかし、まだよくわからない負担金が余りにも決算全体の款項目にわたって多過ぎると感じます。既に指摘している道路関係の負担金はもとより、町村議会議長会の負担金が24万7,000円となっていますが、県町村議会議長会の決算を見ると、不用額が372万円もあります。陳情や研修が中心だそうですが、既に県町村会からも25万7,000円の負担金も支出されています。町村会との連携でこの事業をしているそうですが、他人任せになりがちな陳情にお金を出すより、このお金を利用して、南知多町の議長さんや町長さんがみずから国会や県に対して直接出かけ、南知多町の積極的施策に関係する国の機関に働きかけていっても効果的ではないでしょうか。また、犬山市のように負担金の検証調書を作成し、その効果と負担の見直しを図り、町民に対して透明性のあるものにすべきと考えます。

以上をもって、反対討論といたします。各議員の賛同をお願いします。ありがとうございました。

#### ○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、認定であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第2 認定議案第2号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定

○議長（藤井満久君）

日程第2、認定議案第2号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に  
ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、葬祭費の不用額が30万円あるが、未支給の方はいないか。答弁とし  
まして、平成30年度の葬祭費の支給対象者は34名で、全員に支給しています。

次の質疑としまして、不納欠損額777万2,810円について、その件数と主な原因は何か。  
答弁としまして、不納欠損額は33名分であり、その内訳は行方不明9人、生活保護2人、  
死亡5人、生活困窮10人、競売や破産などによる換価する財産なし7人です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、認定議案第2号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

2つ問題点を指摘します。

第1に、この決算会計には私がずっと指摘しているように、平成30年度も、国保運営協議会に15名の委員のうち5名の町会議員が公益代表の委員として参加していることは問題です。条例上は公益委員なのに、それが全て議員委嘱になっているのです。公益委員は、議員以外の方もたくさん見えます。直ちに改善すべきです。運営協議会は、広く町民の声を聞く会であり、来年度からの国保税の原案を町民からの意見を直接聞く場にすべき会です。議員以外の町民の方からの声を積極的に聞き取る機会としていただきたい、このように思います。

議員は、議会という場で国保税額は妥当であるかどうかをチェックすべきです。議会提出前に、あらかじめ町当局と税の談合につながることは問題です。また、参加すると、報酬として1人6,300円の支出がされ続けていることも問題であります。本来、議員として報酬は既に受け取っており、審議会委員とする6,300円の報酬を二重に受け取ることも町民の理解は得られません。既に知多半島では、南知多町以外の9市町では、議員が国保運営協議会委員になっている自治体はありません。条例改正をしなくても、町長による任命委嘱変更ですぐにできます。すぐ改善すべきです。

第2の問題は、県一高いと言われる国保税を払える国保税にするためにも、さらなる改善が必要です。平成30年度の滞納者は564人です。1人当たりの徴税額は11万2,830円で、県2位の高額です。特に、国保税の均等割を、生まれたばかりの赤ちゃんからも1人3万3,000円を取るのは問題です。一般会計からの繰り入れをふやし、まず第3子からの均等割の軽減措置もとることが必要です。もっと払いやすい国保会計にできるはずです。

以上をもって、国保会計の反対討論といたします。ありがとうございました。

#### ○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第3 認定議案第3号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定**

**○議長（藤井満久君）**

日程第3、認定議案第3号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）**

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、後期高齢者医療広域連合納付金の不用額の理由は何か。答弁としまして、納付金は町が徴収した保険料を広域連合へ納付するもので、当初予算時に見込んだ保険料額より収入済額が下回ったものです。

次の質疑としまして、普通徴収保険料の収納未済額とは何か。答弁としまして、保険料の納付がおくれがちの方が平成30年度出納整理期間の令和元年5月末までに納付されなかったものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第4 認定議案第4号 平成30年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

##### ○議長(藤井満久君)

日程第4、認定議案第4号 平成30年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

##### ○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護保険料滞納繰り越し分の収入未済額が329万900円あるが、どのように徴収に臨んでいるのか。答弁としまして、滞納している方に対し、年2回の臨戸訪問、電話による納付催告、各期別の督促状の送付、年2回の催告書の送付を行い、納付していただくようお願いをいたしました。また、納期内に納付をしていただけるよう口座振替の勧奨も行いました。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

##### ○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

### ○5番(内田 保君)

それでは、認定議案第4号 平成30年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

3点問題を指摘いたします。

第1の問題は、さきの国保特別会計でも問題にしましたように、介護保険運営協議会でも同じ議員参加という不正常的な問題があることです。

南知多町の介護保険運営協議会規則3条には、1. 保健医療関係者、2. 福祉関係者、3. 被保険者の代表、4. 費用負担関係者、5. 知識経験を有する者、6. 町議会関係者、7. その他町長が必要と認める者に委員を委嘱することになっています。決算では、4名の議員が介護保険料の原案を扱う協議会に参加させていることは問題です。町長は規則変更をし、議員枠を削除すれば済むことです。議会と執行部間との補助機関の区別と責任を明確にさせることが必要です。議員は、議会で町長提案の介護保険料をチェックすることが本来の職務です。審議会、協議会は広く議員以外の町民の皆さんの意見を聞く機会とすべきです。国でも県でもそうっております。

また、報酬の二重取りもやめるべきです。既に議員は、先ほど申しましたように報酬を受けております。6,300円の二重報酬は、町民は納得できません。町長は直ちに規則変更をして、正常な議会と町執行機関との関係を正常に戻すべきです。このような不正常的な制度になっている町は、この知多半島に南知多町以外にはありません。

第2の問題は、歳入で不納欠損の720万円、収入未済額は489万円ありました。一定の説明をしていただきましたが、まだまだ透明性がはっきりしません。広報等でも、この内容については町民に明確にすべきです。特に、収入未済額では滞納繰り越し分の未済額分で329万円、平成30年度、現年度分の特別徴収の未済額は157万円となっております。

特別徴収で未済額になることの処理は適切になされているのか、町民に明確にすべきです。

第3は、歳入、8款諸収入の雑入で、本来、返納金として入るべき63万7,000円が、平成29年度と全く変わらないまま、平成30年度も収納率ゼロとして措置されていることは問題です。何らかの対応を全くしてこなかったのでしょうか。具体的な対応をするべきです。

以上、介護保険特別会計決算認定の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第4号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第5 認定議案第5号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第5、認定議案第5号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、維持管理費の消耗品費についての増額の理由は何か。答弁としまし

て、リンを除去するポリ硫酸第二鉄及び汚泥を凝集させるためのアニオン・カチオンという薬剤を購入したためです。

次の質疑としまして、機能保全計画策定業務委託料において、具体的にどのような計画が策定されたのか。答弁としまして、今後、設備改良工事を実施していくために、汚水処理施設の機能診断及び機能保全対策工法の検討、機能保全コストの選定比較を実施し、策定しました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第6 認定議案第6号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第6、認定議案第6号 平成30年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、修繕料が増額となった内容は何か。答弁としまして、主な内容は照明器具の取りかえ、自動火災報知機設備修繕、フェンス修繕工事及び看板修繕です。

次の質疑としまして、駐車場補修工事設計業務委託料の内容は何か。答弁としまして、塗装補修工事における最適な工法についての詳細設計です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第7 認定議案第7号 平成30年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第7、認定議案第7号 平成30年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、師崎から篠島及び日間賀島並びに日間賀島から佐久島間の海底送水管における耐用年数及び更新計画は作成しているか。答弁としまして、耐用年数は約40年とされている。現在、耐用年数を超過した送水管もあります。布設がえについては多額の費用が必要であり、来年度に水道施設の更新計画を踏まえた経営戦略を策定する予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第8 議案第45号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第8、議案第45号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴木浩二君）**

ただいま上程されました議案第45号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

それでは、議案第45号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に

ついて、反対の立場から討論いたします。

まず、この条例はフルタイムの会計年度任用条例を提案せず、パートタイム会計年度任用条例しか整備しない南知多町当局のこの姿勢は、この役場で働く労働者を不安にさせるものです。全く不十分な片手打ちな条例提案であると言わざるを得ません。役場で働く臨時職員の皆さんを、まさに不安に陥れ、今の南知多町ならば、本来は武豊町や美浜町のように、フルタイムにもパートタイム任用にも対応できる条例をつくるのが基本であります。その後の運用のあり方を考えていけばいいわけです。当局に真剣な反省を求め、この不備な条例を来年3月までに改善を求めることを要求します。

この条例提案は、会計年度任用職員といってもパートタイム任用だけの条例提案で、退職金を支給できる労働者をつくらないというこそくな意図を感じさせるものです。本年度は、南知多町では15名の方がフルタイムの現職の臨時職員で働いてみえます。私が、初日の本会議でフルタイム条例がないが、15名全員を正規雇用にするのですかとお聞きしましたが、残念ながらその確認がされませんでした。現在、フルタイムで働いているのですから、当然フルタイム任用を基本とするべきです。美浜町では、フルタイム会計任用条例を可決して、現在6人のフルタイム臨時職員はフルタイム会計年度任用にすることを議会の中で名言しています。南知多町とは大違いです。

パートタイム条例だけで提案していることは、今、フルタイムで働いている臨時職員の条件を、今の用務員さんのように10分、15分と切り下げをしてパートへ押しつけを図ろうとするものです。15人をパート雇いに押し込めようとするのでしょうか。本来、地方公務員法の精神は、公務労働は正規で雇うことを原則にしております。特別な場合の働き方として今回の法改正もされており、年度限りの雇い労働者でも、当然、正規労働者と同じ同一労働同一賃金の原則は貫かなければなりません。公務労働は正規職員を雇ってこそ、安心、安定した町民へのサービスが確保されるものです。

法定雇用定数は286人なのに、211人まで正規職員を既に減らしております。この南知多町の現状は、町民サービスを担う町職員の皆さんが、その労働現場で人手が足りず、アップアップしている状態であることはよくわかります。今、南知多町当局のすべきことは、現在の15人のフルタイム臨時職員に対応できる退職金が出る条例整備こそ、一刻も早くすべきことなのです。それをしないのなら、正規職員として、もしくは任期つき職員として確実な雇用を保障すべきです。

また、学校用務員さんは4名が正規職員でボーナスをもらい、7名が15分だけ短い働

き方をさせられてボーナスがありません。このような、おおむねフルタイムの正規職員と変わらない働き方をしているのに差別を受けている職員に対しても、地方公務員の改正は職務給の原則と均衡の原則を基本として、適切な任用や給付を求めています。任期の定めのない常勤職員にすべきなのです。15分しか変わらないのに、ずっとボーナスで差をつけられる、差別雇いをさせる現状は改めるべきです。明らかに差別がある用務員さんの雇い方は問題にすると、改善をはっきり言わない条例提案は全く納得のいくものではありません。人を大事にしないような行政運営は破綻します。働く者がやりがいのある働き方になるような条例提案を求めて、この条例には強く反対の立場を表明して討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより議案第45号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第46号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第46号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第46号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、特別職非常勤職員から除かれる区長や、社会教育指導員の報酬や費用弁償は、今後条例を制定するのか。答弁としまして、社会教育指導員につきましては、会計年度任用職員に移行する予定なので、南知多町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例において報酬等を支払います。区長は、労働時間などの労務管理ができないため、会計年度任用職員とすることは困難と考えています。今後は、行政協力者として謝礼等の報償を支給する予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

それでは、議案第46号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例について、反対の立場から討論いたします。

新旧対照表の7条改正で、会計年度任用職員を勤勉手当支給から除こうとしていますが、同一労働同一賃金を目指している立場なら、特にフルタイム会計任用職員ならば、支給すべきと考えます。勤勉手当を支給してはいけないと国の法律は言うておりません。一部の国家公務員の非常勤では、既に勤勉手当は支給されております。南知多町の正規職員には期末・勤勉手当が支給されているのに、会計年度任用職員だからといって期末手当しか支給しないのは差別以外の何物でもありません。それぞれの自治体の判断でできることをしないのは、同じ労働者への配慮がないもので認められません。

また、8条改正でも、会計年度任用職員に対して育児休暇は一定の3条件をつけて認めています。この条例改正では、会計年度任用職員を育児休業復帰後にかかわる職務給

の号俸調整から外そうとすることは、地方公務員法の精神と違背するのではないのでしょうか。既に一部の省庁の国家公務員については、要件を満たす非常勤職員は育児休業の取得が可能であり、その対応として正職員との均衡を図ることが必要であるとしています。

今回の改正は、育児休をとった正規職では給料の号俸調整をするのに、会計年度任用職員が育児休業を取得したら号俸調整しないとする、差別するようなこの8条改正は、全く認められないものです。

以上をもって、関係条例整理の条例改正に反対を表明して討論を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより議案第46号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第47号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第10、議案第47号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴木浩二君）**

ただいま上程されました議案第47号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

議案第47号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

反対理由の一つは、10月からの消費税引き上げに伴う水道料金の引き上げが計上されていることにあります。水道料金と加入基本額が計上されております。

人間は、水がなくては生活できないどころか、生きていくこともできません。命を守り、維持するためにはなくてはならない水の供給事業にも消費税が課税されること自体、根本的にどう考えても理解できません。そして、上水道に加入する際に、加入基本金にまで消費税相当額が上乗せされるということも理解できません。そもそも水道料金や加入基本料金は、消費税課税から除外されなければならないものと考えます。

反対理由の2つ目は、南知多町の水道料金自体の考え方、あり方についてです。

南知多町の水道料金が知多半島で一番高い水道料金になっていることは、水道課の資料からも明らかです。一般家庭の月40立方メートルの使用で7,738円です。美浜町、武豊町は5,000円台です。知多市、半田市は4,000円台です。水道料金を負担する町民の生活実態はどうなっているのでしょうか。この15年間で働く皆さんの賃金は削られ、年金も削られております。非正規雇用が3割から4割にもなり、南知多町の徴税費も収入未済

額が2億もある現実です。デフレ不況により大変厳しい状況です。こうした生活実態を見れば、料金値上げなど到底認められるものではないことは明らかです。水道会計は若干の黒字です。今後、老朽化等にお金が要ることはわかりますが、一般会計からの繰り入れや基金等の活用で工夫すべきです。

また、日間賀島の集落排水会計も2年連続の黒字であります。資金逼迫状況にあるわけでもないのに、島民に値上げを押しつけることは問題です。島民の円滑な暮らしを守っていくためにも、基金等をうまく利用して値上げしない工夫をするべきと考えます。値上げ回避のあらゆる検討を強く求めまして、関係条例の整備改正の反対討論といたします。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより議案第47号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分とします。

〔 休憩 10時30分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

---

日程第11 議案第48号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第48号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第48号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第49号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第49号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第49号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、指定工事店更新手数料を1万円とした根拠は何か。答弁としまして、手続に必要な窓口受付、書類審査、納付書発行等に要する人件費及び更新案内や各種書類発送等に必要な通信費並びに消耗品の合計額を算定し、更新手数料を設定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第50号 南知多町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第50号 南知多町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第50号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、条例第2条の条文について、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に変更している理由は何か。答弁としまして、平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領も一部改正され、その事務処理要領に基づき変更しました。

次の質疑としまして、本人が持っている印鑑登録証についても旧氏を記載するのか。答弁としまして、印鑑登録証には氏名や旧氏の記載はしません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第51号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第14、議案第51号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）**

ただいま上程されました議案第51号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第52号 令和元年度南知多町一般会計補正予算(第2号)

### ○議長(藤井満久君)

日程第15、議案第52号 令和元年度南知多町一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

### ○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第52号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

福祉課関係について。

質疑としまして、給食の副食費を国基準の額ではなく、減額する検討はしなかったのか。答弁としまして、本町では、3歳児以上1人当たりの副食費の予算を6,000円で計上しており、保護者負担との差額は町の負担となります。国が算定した副食費4,500円を基準とし、他市町の状況を踏まえて金額を検討しました。

次に、環境課関係について。

質疑としまして、エコステーションの実施場所はどこか。また、具体的にどのように実施するのか。答弁としまして、試験的に大井で実施します。回収品目は、新聞、雑誌、段ボール、缶、ペットボトルの5品目で、無人で回収でき、昼間に誰でも出せるよう回収ボックスを設置します。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

### ○議長(藤井満久君)

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第52号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑としまして、愛知・知多の観光・産業・物産フェアについて、負担割合は5市5町で同一なのか。答弁としまして、5市5町の負担割合は、知多半島観光圏協議会負担金と同じ割合で算出しており、同一ではありません。

次の質疑としまして、南知多町の事業者は出展する予定か。答弁としまして、出展の詳細な仕様はまだ決まっていますが、決定次第、町及び商工会から出展していただける事業者を募集する予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第52号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第2号）に反対する立場から討論いたします。

補正予算書において、保育園の無償化に伴い、給食費の副食費を4,500円追加して、全体の給食費として、今までの主食費400円と合わせて4,900円を徴収する補正予算が組まれております。

給食は、保育の一環として大切な人間形成行為です。給食費の実費徴収化の提案は、保育所における給食の今日的な意義を踏まえないものです。新しい保育所、保育指針にも、保育所における食育は、健康な生活の基本として、食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標にするとして、保育における食育の重要性が述べられております。また、アレルギーへのきめ細かい対応も含め、給食は保育の一環であることは明らかです。無償化において給食費を切り離すことは認められません。政府は、給食の重要性を認める一方で、給食と食材費を切り離し、保護者に実費徴収を求めています。給食費の実費負担は所得の再分配の原則を切り崩し、とりわけ低所得家庭に負担増を強いるものです。

既に、秋田県、沖縄県名護市、そして知多半島の東浦町でも、自治体単独で予算を確保し、保護者負担を軽減する動きがあります。既に、南知多町でも実費は6,000円という点からは一定の配慮をしていることはわかりますが、さらなる削減の努力を求めるものです。子育てを思い切って応援する立場から、保育園も小・中学校も給食費を無償化し、安心して保育、教育ができる環境を南知多町として目指すべきと考えます。新たな保護者負担となる食材費負担の補正は認められません。補正予算に反対する立場を表明して、反対討論といたします。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第53号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第53号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第53号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第54号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(藤井満久君)

日程第17、議案第54号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第54号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険料負担金過年度分とは何か。答弁としまして、平成30年度の出納整理期間の4月から5月末までに納付された後期高齢者医療保険料を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付するものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第55号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第55号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第55号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の  
堅持及び拡充を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第19、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の  
堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました請願第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい  
て、御報告申し上げます。

請願に対して、各委員に意見を求めました。

意見としまして、教職員の数は現在減らされており、子どもたちのために教職員数を  
ふやしたほうがよいという意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択するものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議あ  
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより請願第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決す  
ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

---

日程第20 請願第4号 「日本政府に辺野古の新基地工事中止を求める意見書」の  
採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第20、請願第4号 「日本政府に辺野古の新基地工事中止を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました請願第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成なしでありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。討論の発言を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番（内田 保君）

「日本政府に辺野古の新基地工事中止を求める意見書」の採択を求める請願に、賛成の立場から討論いたします。

まず、請願者本人の岩尾哲彌さんから、次のような思いが伝えられておりますので、読み上げます。

戦後生まれの私が物心ついたときから、沖縄は政府がアメリカに売り渡したとしか思えませんでした。今日に至るまでも、さまざまな格差と基地被害が押しつけられ、今また辺野古に新基地をつくろうとしています。県民に寄り添うという政府は、県民の意思を尊重すべきです。

南知多町の町議会も、この寄り添う気持ちをあらわしてほしいと思います、日本国民として。サンゴをはじめ、生き物が死亡する危険や大地震の備えも、埋め立て、漁業が成り立たなくなるなど、同じ海で生活する町民として私は看過できない思いです。岩尾哲彌。

沖縄における辺野古基地問題は、2018年9月の沖縄県知事選でも明確にされました。また、地方自治法74条に基づく住民の直接請求によって行われた住民投票条例に基づいた2019年2月に実施された県民投票によっても、改めて沖縄県民の辺野古に基地は要らないという明確な意思が示されております。しかし、政府は、沖縄県民の意思を無視した辺野古新基地建設を強行し続けています。これは、日本国憲法で保障された民主主義の侵害であり、地方自治の危機と言わざるを得ません。本来、国の安全保障は地域自治体の協力なしには成り立たず、また地域に住む人々の安全を脅かすものであってはなりません。地方自治体を国の都合で一方向的に従わせるような政策は、地方自治の理念を損なうものです。地方の同意なしには国の発展も、国民の幸福もありません。国の政策と地方自治体住民の間に溝が生じたときこそ、国は地方自治の原則に立ち、自治体を代表する市長と真摯な話し合いを通じてこそ、住民自治と国家政策の溝を埋めることに努めることができると思います。

これは、沖縄だけの問題ではありません。南知多の問題でもあります。沖縄県民の民意を真摯に受けとめ、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持することと、沖縄県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設を中断し、沖縄県と話し合いをする、この請願に強く賛成し、討論を終わるものがあります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

次に、反対の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第4号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

---

**日程第21 発議第56号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書**

**○議長（藤井満久君）**

日程第21、発議第56号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

6番、石垣菊蔵議員。

**○6番（石垣菊蔵君）**

発議第56号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子どもたちの健全育成とさまざまな教育課題の克服のため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第56号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議員派遣の件について

### ○議長（藤井満久君）

日程第22、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

## 日程第23 閉会中の継続審査（調査）について

### ○議長（藤井満久君）

日程第23、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

---

### ○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和元年第4回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

[ 閉会 11時09分 ]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 榎 戸 陵 友

署 名 議 員 石 黒 充 明